



平成25年 2月20日

各 位

会 社 名 PGMホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 神田 有宏
(コード番号：2466、東証第1部)
問合せ先 社長室長 大園 久夫
(TEL. 03-6408-8800)

**株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更
並びに株式分割に伴う配当予想の修正に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1000株への移行期間の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年6月30日(日)(当日は休日につき実質的には平成25年6月28日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年6月30日(日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。平成25年2月20日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

| | |
|------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 1,184,032株 |
| ② 株式分割により増加する株式数 | 117,219,168株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 118,403,200株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 416,000,000株 |

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成25年6月中旬
- ② 基準日 平成25年6月30日(日)
- ③ 効力発生日 平成25年7月1日(月)

(4) その他

- ① 今回の株式分割に際しては、資本金の額の変更はありません。
- ② 今回の株式分割は平成25年7月1日を効力発生日としておりますので、平成24年12月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。
- ③ 今回の株式分割に伴う平成25年12月期の配当予想の修正について
上記の株式分割に伴い、株式分割後となる平成25年12月期の配当予想につきましては、平成25年2月7日に発表いたしました「平成24年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」記載の予想金額を以下のとおり修正いたします。
※本件は、株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成25年2月7日に公表いたしました株式分割前1株当たりの予想年間配当金額1,000円に実質的な変更はございません。

| (基準日) | 年間配当金 | | |
|-----------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| | 第2四半期末 | 期末 | 合計 |
| 前回予想 (平成25年2月7日公表) | 円 銭 0.00 | 円 銭 1,000.00 | 円 銭 1,000.00 |
| 今回修正予想 | 0.00 | 10.00 | 10.00 |
| 前期実績 (平成24年12月期) | 0.00 | 1,000.00 | 1,000.00 |

- ④ 今回の株式分割に伴う新株予約権行使価額の調整について
上記の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を、平成25年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

| | 株主総会決議日 | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|------------|---------|---------|
| 第5回新株予約権 | 平成20年3月26日 | 31,650円 | 316円 |
| 第8回新株予約権 | 平成21年3月25日 | 57,200円 | 572円 |

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月)

(参考) 平成25年6月26日(水)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、定款の一部を変更するものです。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株を100株とするため、第6条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 現行定款第6条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第5条の変更及び変更案第6条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線部分に変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1条～第4条 (省略) | 第1条～第4条 (現行どおり) |
| 第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数 は、 <u>4,160,000</u> 株とする。 | 第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数 は、 <u>416,000,000</u> 株とする。 |
| (新設) | <u>第6条（単元株式数）</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 |
| 第 <u>6</u> 条～第 <u>44</u> 条 (省略) | 第 <u>7</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり) |

| | |
|------|--|
| (新設) | <p><u>附則</u> <u>第1条 (経過措置)</u></p> <p><u>1. 第5条の変更及び第6条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。</u></p> <p><u>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p> |
|------|--|

なお、本年3月27日開催予定の第9回定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株式の権利内容に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議いたします。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月)

以上